

平成 30 年 3 月 2 日

計算プログラム 修正点 ( Ver.2.3.1 → Ver.2.4 )

下記の修正を行いました。

●  $\beta 2 \rightarrow \beta 3$  ●

<全般>

1. エネルギー消費性能計算プログラム（建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準）の計算結果（PDF）において、建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準に定義のない項目を非表示にしました。

<暖房設備>

2. その他の居室がない場合において、主たる居室の設備として選択した暖房設備機器または放熱器の種類によらず、「居室のみを暖房する」として計算される誤りを修正しました。

<給湯設備>

3. 台所水栓・洗面水栓において水優先吐水機能を「採用する」とした場合の算定方法について、日平均給水温度が 18℃以上の場合の節湯の効果係数を 1.0 にする変更を取り消しました。

<自然エネルギー利用設備>

4. 空気集熱式太陽熱給湯設備の計算を新たに追加しました。

●  $\beta 1 \rightarrow \beta 2$  ●

<給湯設備>

1. 台所水栓・洗面水栓において水優先吐水機能を「採用する」とした場合の算定方法について、節湯の効果係数の適用条件の誤りを修正しました。

●  $\beta 1$  公開 ●

<給湯設備>

1. 台所水栓・洗面水栓において水優先吐水機能を「採用する」とした場合の算定方法について、日平均給水温度が  $18^{\circ}\text{C}$  以上の場合の節湯の効果係数を 1.0 に変更しました。

<太陽光発電設備>

2. パワーコンディショナの定格負荷効率の入力において、「入力しない」を選択した場合に適用される数値を 92.7 に変更しました。

以 上